

## 会計事務処理の改定及び

## 暮らしのルール改訂版発行に関する住民説明会議事概要

開催日時 : 2007年3月18日(日)午後2:00~3:50

開催場所 : 集会室(5)

参加者 : 16名

記録者 : 小塚伸一

定刻にいたり、松下理事長より開会の挨拶があったのち、まず会計事務処理委員会の佐藤副委員長より下記内容の説明があった。

### 1. 団地修繕積立金について

団地修繕積立金(規約25条1項二号)は、第26回通常総会における規約改定にともない新設されました。団地修繕積立金は若葉台団地全員の共有財産である敷地内のガス本管、水道・下水道の埋設管、ポンプ室などの更新に多額の費用が必要となるため、各棟の修繕積立金とは別個に積み立てるということになりました。

団地修繕積立金の具体的な積立金額・積立方法などは、改正規約の附則2条により本年5月末日までに決定する必要があったため、今年度の会計事務処理委員会で検討された結果、

(1) 修繕積立金の値上げは行なわない。

(2) 各組合員が納めている修繕積立金は、各棟修繕積立金会計にその全額を繰り入れる。

(3) 団地修繕積立金には、これまで修繕積立金会計に繰り入れられていた駐車場会計からの約2,520万円(年額)を全額あて、組合員からは徴収しない。

と、したいと思います。

### 2. 号棟日常補修費について

号棟日常補修費は、もともと一般会計から独立させ、それぞれの棟の機動的な判断によりその補修をまかせるといったことから発足した経緯があります。

しかし、規約の改定により、

修繕は各棟の修繕積立金で負担し、管理(日常補修)については、管理組合の費用で全体で一括して行なうということが確認されました。ただし、管理組合で負担する日常補修費は、年間で一戸あたり1万円、30戸の棟は上限が30万円となります。

### 3. 総会議案書における会計資料の表示の変更について

現在の通常総会議案書における会計資料の表示方法は、改定された規約と食い違う部分があります。

そこで

改定された規約にもとづいて会計区分の変更と使用されている用語の一部修正を行ないます。

このことにより、議案の審議の順序におおむねそった内容となり、一段とわかりやすいものとなっています。

ついで、暮らしのルール改訂版を発行するにあたり、規約委員会の若宮委員長より、今回発行する暮らしのルールの内容と、これまでの規約などの改定の経緯・主な改正点について説明がありました。

最後に、若宮委員長より今回暮らしのルールに初めて登場することになる自治会会則について下記のとおり説明がなされました。

自治会は若葉台団地における行政の窓口、補助金の受入先として、いままでも管理組合のコミュニティ部及び三役で運営され活動の実績はありましたが、会則については暫定的なものにとどまっていた。そこで、

1. 自治会の会員は若葉台団地に居住する個人とする。
2. 運営費については、管理組合・坂戸市からの助成金・交付金及び寄付金などでまかなう。
3. 会長・副会長・会計・監事などの役員(12~16名)を置く。
4. 総会は、代議員をもって構成し、管理組合総会のような形式をとらない。
5. 代議員は、管理組合の理事・監事及びそれ以外の者(最大限3名以内、賃借人を含む。)とし、理事・監事以外の者については立候補制とする。

としたいとの説明がありました。

以上の説明が終了したあと、質疑にはいりました。

質疑の概要は以下のとおりです。

石戸谷氏(22-501) 確認事項ですが、団地修繕積立金のスタートは残高ゼロということによろしいでしょうか。また、(現在の)号棟日常補修費の対象となっているものは、共用部分のみということによろしいでしょうか。

委員会の回答 石戸谷さんのご理解のとおりです。

東野氏(21-103) (第27回通常総会議案書27頁の)共通修繕費積立金の収入計に「前年度繰越金」が加算されていないのはおかしいのではないかと。

委員会の回答 会計資料の表示として不適切なので次年度の議案書作成の際修正を考えたい、との出席理事よりの発言があった。

以上の質疑をもって説明会を終了し、午後3時50分散会した。